

令和8年度社会福祉法人等指導監査方針

社会福祉法人は、社会福祉事業を確実、効果的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、利用者に提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保に努めなければなりません。また、地域との良好な関係を作りながら福祉の拠点としての存在感を發揮し、公益性の高い法人として社会と密接につながり、信頼感を醸成していくことが求められています。

近年、多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、様々な事業主体が各々の創意工夫により対応している中で、社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域共生社会に貢献していくことにあります。

また、社会福祉法人は、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務化といった内容に的確に対応し、自ら適正な運営を確保していくことが求められています。

このような状況も踏まえ、本年度の指導監査は、社会福祉法人・施設が社会に求められる役割を果たされるよう、昨年度に引き続き、利用者の生命・安全を最優先に下記の項目に重点を置いた指導を行います。

記

1 リスクマネジメント体制の構築

- ・事故防止・安全対策の徹底
- ・事故発生時の迅速かつ適切な対応及び再発防止策の徹底
- ・防災・防犯対策の確立及び徹底

2 ガバナンスの確立

- ・理事会・評議員会機能の強化、監事の役割の明確化
- ・財務管理における内部牽制の徹底
- ・適正な労務管理の徹底
- ・経費支出の適正化
- ・業務管理体制の構築
- ・関係法令・通知等の遵守の徹底、各種規程の整備
- ・適正な契約・入札の実施

3 安定的かつ継続的な経営

4 適切な利用者処遇

5 情報開示と説明責任

- ・事業内容・財務諸表等の公表
- ・利用者に対するサービス内容の適切な説明

6 人材育成と職員の資質向上

- ・能力開発・キャリア形成に向けた各種教育・研修の推進

7 人権の擁護及び虐待の防止

- ・利用者個人の尊厳への配慮、虐待防止に向けた取組、権利擁護の推進

8 苦情解決体制の整備

- ・苦情・相談体制の整備及び苦情に対する適切な対応、第三者委員の活用

9 サービスの質の向上

- ・自己評価・自己点検、第三者評価の積極的受診

10 地域における公益的な取組